

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年8月25日提出
【発行者名】	U B Sアセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり） U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし） U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり） U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり） 500億円を上限とします。 U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし） 500億円を上限とします。 U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり） 500億円を上限とします。 U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし） 500億円を上限とします。 (2)継続申込額 U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり） 7,000億円を上限とします。 U B S 中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし） 7,000億円を上限とします。 U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり） 7,000億円を上限とします。 U B S 中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし） 7,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

有価証券報告書を提出しましたので2019年11月1日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

1 大中華圏(中国・香港・マカオ等を含みます。)の企業等の発行するハイイールド債券*を実質的な主要投資対象とします。

- ・主として米ドル建ての中国ハイイールド債券に投資を行いますが、一部人民元建ての債券、他の通貨建て債券にも投資を行います。
- ・中国ハイイールド債券の値上がり益と利息収入の追求を目指します。

*ハイイールド債券とは、格付機関における格付けの信用度がBBB-/Baa3未満、または格付けされていない事業債等のことをいいます。

2 決算頻度および為替ヘッジの有無が異なる4ファンドからお選びいただけます。**決算頻度**

<[毎月決算型・為替ヘッジあり]および[毎月決算型・為替ヘッジなし]>

決算日:原則毎月25日(休業日の場合は翌営業日)

<[年2回決算型・為替ヘッジあり]および[年2回決算型・為替ヘッジなし]>

決算日:原則毎年5月25日および11月25日(休業日の場合は翌営業日)

*原則として、各ファンドの収益配分方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断で分配を行わない場合があります。

*詳しくは後記「配分方針」をご参照ください。

為替ヘッジの有無

<[毎月決算型・為替ヘッジあり]および[年2回決算型・為替ヘッジあり]>

- ・実質外貨建資産については、投資先外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

<[毎月決算型・為替ヘッジなし]および[年2回決算型・為替ヘッジなし]>

- ・実質外貨建資産については、投資先外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので為替変動による影響を受けます。

*販売会社によっては上記4ファンドのいずれかの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、上記4ファンドの間のスイッチングを取扱う場合があります。

	決算頻度	毎月(年12回) (決算日:原則 毎月25日)	年2回 (決算日:原則 毎年5月25日 および11月25日)
為替ヘッジの有無			
対円で為替ヘッジを行います		UBS中国ハイイールド債券ファンド (毎月決算型・為替ヘッジあり)	UBS中国ハイイールド債券ファンド (年2回決算型・為替ヘッジあり)
対円での為替ヘッジは行いません		UBS中国ハイイールド債券ファンド (毎月決算型・為替ヘッジなし)	UBS中国ハイイールド債券ファンド (年2回決算型・為替ヘッジなし)

3 UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

- ・UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。
- ・当ファンドが投資を行うUBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイナ・ハイ・イールド・ボンドの運用は、UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッドが行います。

◎ 中国ハイイールド債券について

・ハイイールド債券とは

格付機関における格付けの信用度がBBB-/Baa3未満、または格付けされていない事業債等のことをいいます。

■信用格付け

格付けとは、債券の元本返済および利金の支払いが当初の予定どおり行われる確実性の評価をランク付けしたものをいいます。S&Pグローバル・レーティング社、ムーディーズ社などの格付機関が格付けを行っています。付与された格付けは随時見直され、発行体の財務状況の変化などによって変更されます。

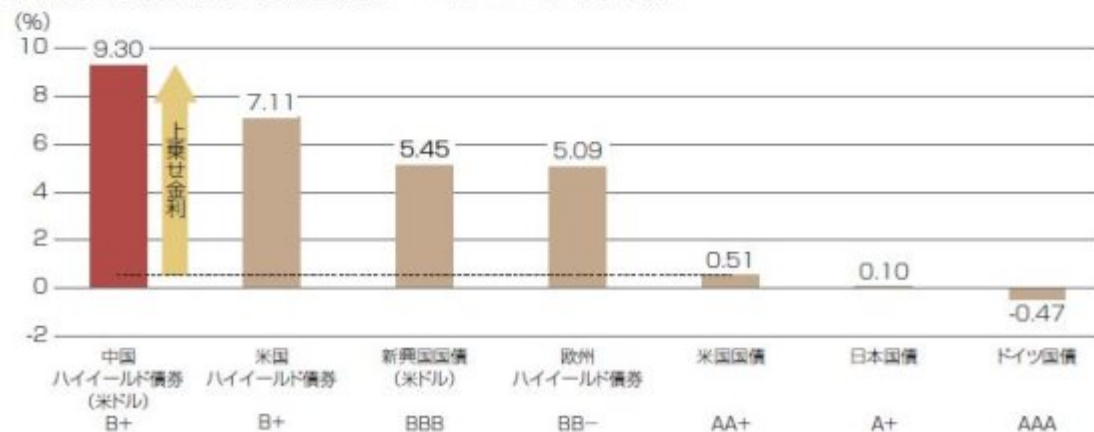
低い格付けを持つ債券ほど、元本返済および利金の支払いが定めどおり行われる確実性が低く、よって信用リスクが高いということになります。

	S&Pグローバル・レーティング社	ムーディーズ社	信用リスク
投資適格債 (BBB-以上)	AAA AA A BBB	Aaa Aa A Baa	低い ↑
投資適格債未満 (BBB-未満)	BB B CCC CC C D	Ba B Caa Ca C	
			高い ↓

格付機関の格付けは、最高位以外のものについて3段階の格付けが付されています。

・中国ハイイールド債券の利回り

■世界の主な債券の利回り(建て通貨ベース)(2020年5月末時点)

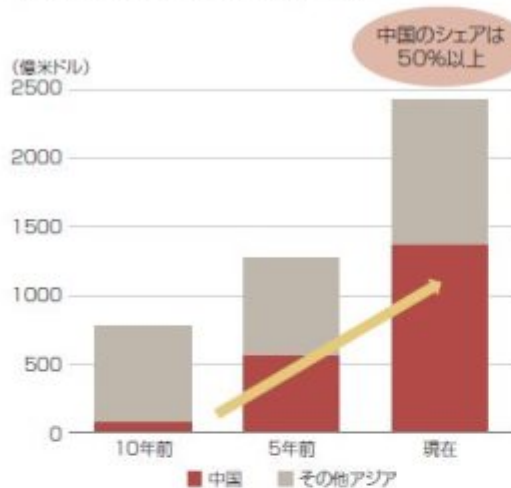


出所:リフィニティブ、RIMES

中国ハイイールド債券(米ドル):JACI中国・ノン・インベストメント・グレード、米国/欧州ハイイールド債券:ICE BofAMLハイイールド・インデックス国・地域別インデックス、新興国債(米ドル):JPモルガンEMBIグローバル・インデックス、各国国債:FTSE世界国債インデックスの国・地域別インデックス 上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

・中国ハイイールド債券市場

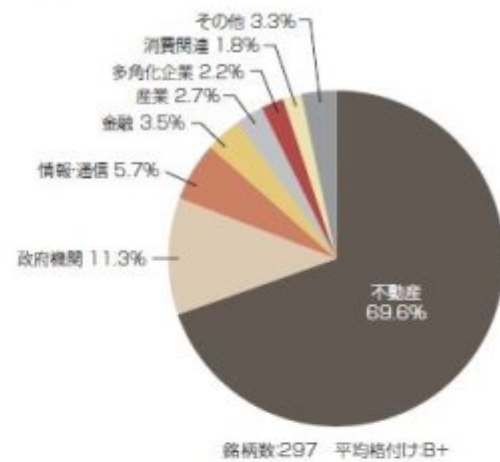
■アジア・ハイイールド債券市場の時価総額推移と中国のシェア(2020年5月末現在)



出所:リフィニティブ、JPモルガン

アジア・ハイイールド債券:JACIアジア・ハイイールド指数 中国ハイイールド債券シェアはJACIのデータを使用

■中国ハイイールド債券インデックスの業種別構成比(2020年5月末)



◎運用プロセス

ボトムアップ・リサーチによるクレジット分析とトップダウン見通しを融合し、ポートフォリオを構築します。



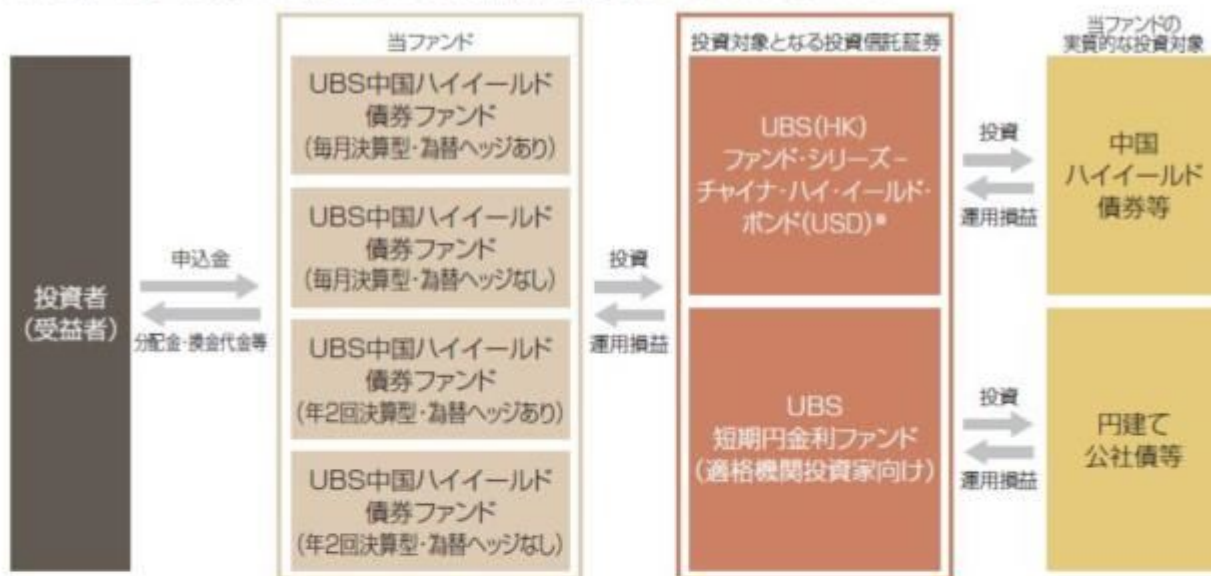
上記はイメージです。
2020年5月末現在

○ ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・UBS(HK)ファンド・シリーズ・チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD)の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

[ファンド・オブ・ファンズについて]

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。



※「UBS中国ハイイールド債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジあり)」および「UBS中国ハイイールド債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)」は「Class J JPY hedged-mdist」に、「UBS中国ハイイールド債券ファンド(毎月決算型・為替ヘッジなし)」および「UBS中国ハイイールド債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジなし)」は「Class J JPY-mdist」にそれぞれ投資を行います。

■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	UBS (HK) ファンド・シリーズ・チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD)
形態	香港籍外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	大中華圏(中国・香港・マカオ等を含みます。)の企業等の発行するハイイールド債券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	大中華圏(中国・香港・マカオ等を含みます。)の企業等の発行するハイイールド債券を主要投資対象とします。
解約制限等	1日の解約額がファンド純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合、管理会社はファンド売却申込の一部または全部の受付を行わない場合があります
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(香港)リミテッド

投資信託証券の名称	UBS 短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

◎ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への投資割合	直接投資は行いません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

◎ 分配方針

[毎月決算の場合]

毎決算時(原則として毎月25日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

[イメージ]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

[年2回決算の場合]

毎決算時(原則として毎年5月25日および11月25日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

[イメージ]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
				分配金						分配金	

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

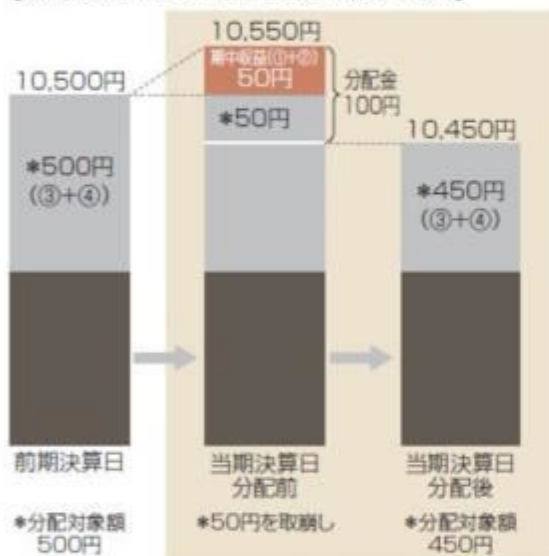
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



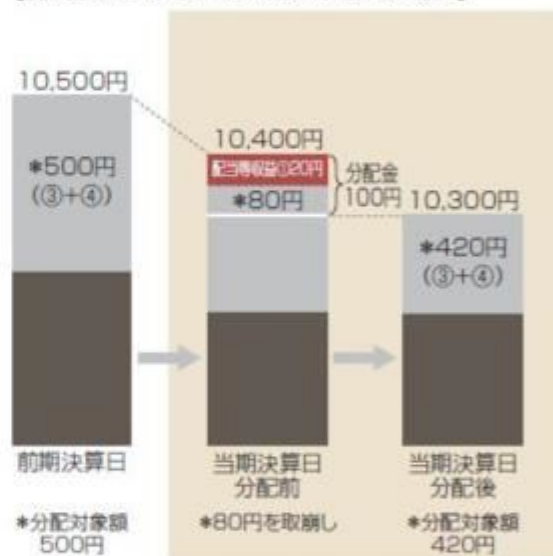
◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

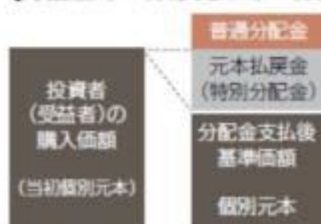


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

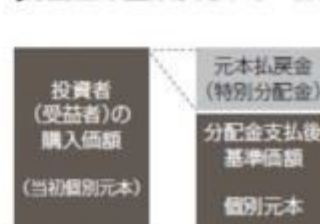
◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】

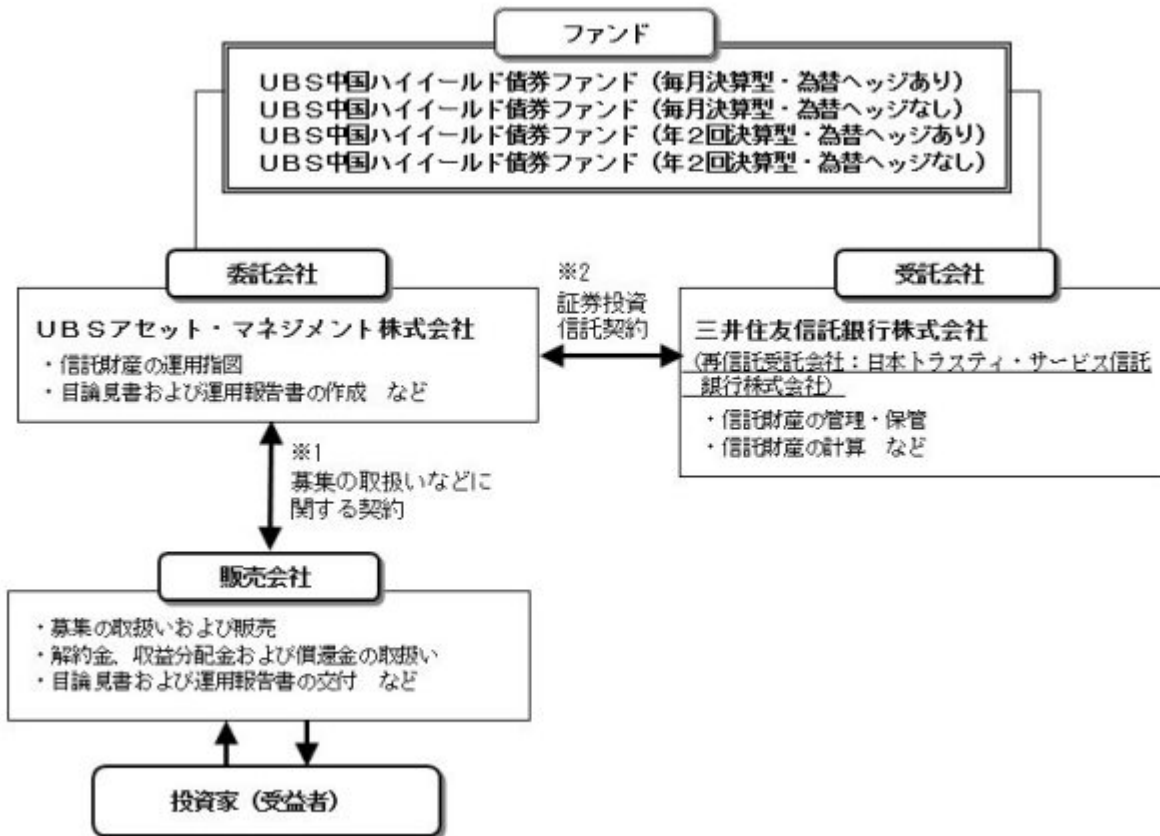


普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(3) 【ファンドの仕組み】

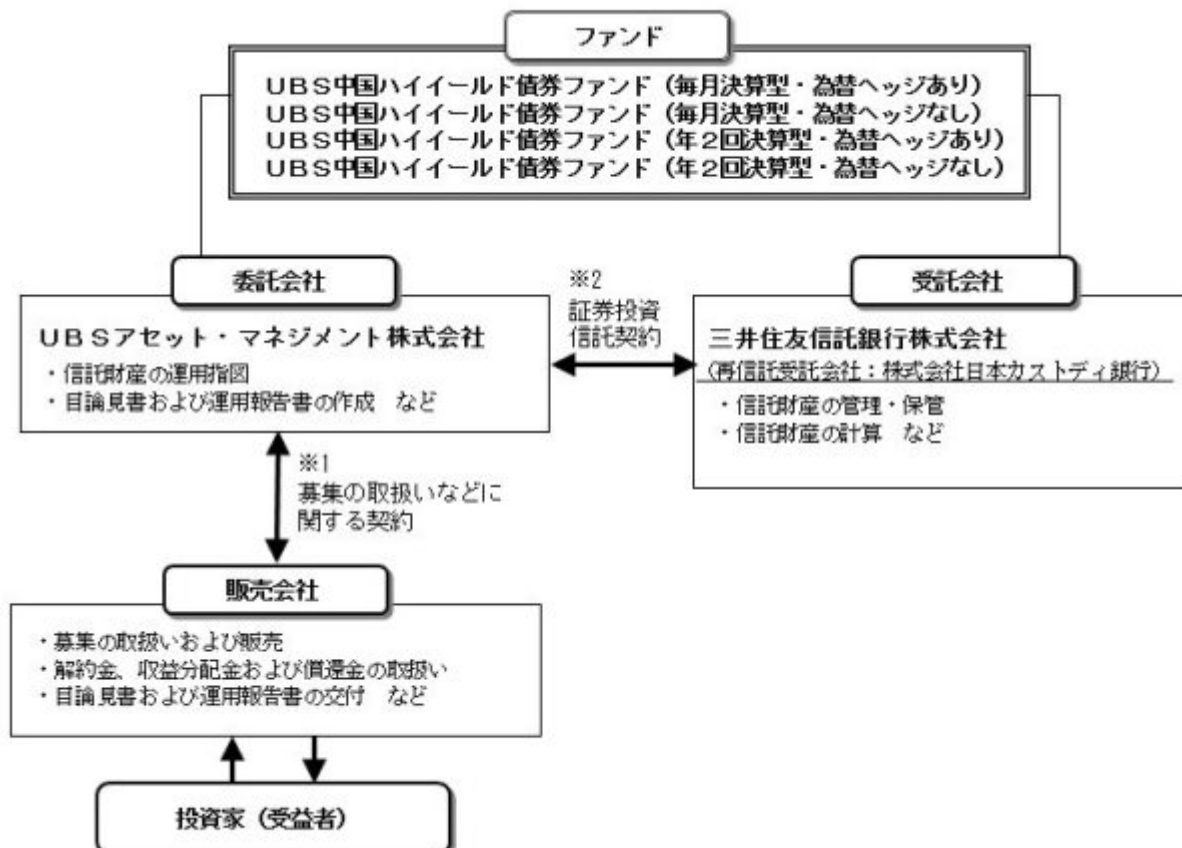
< 訂正前 >

ファンドの仕組み



<訂正後>

ファンドの仕組み



< 更新後 >

委託会社の概況（2020年5月末現在）

1) 資本金

2,200百万円

2) 沿革

1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

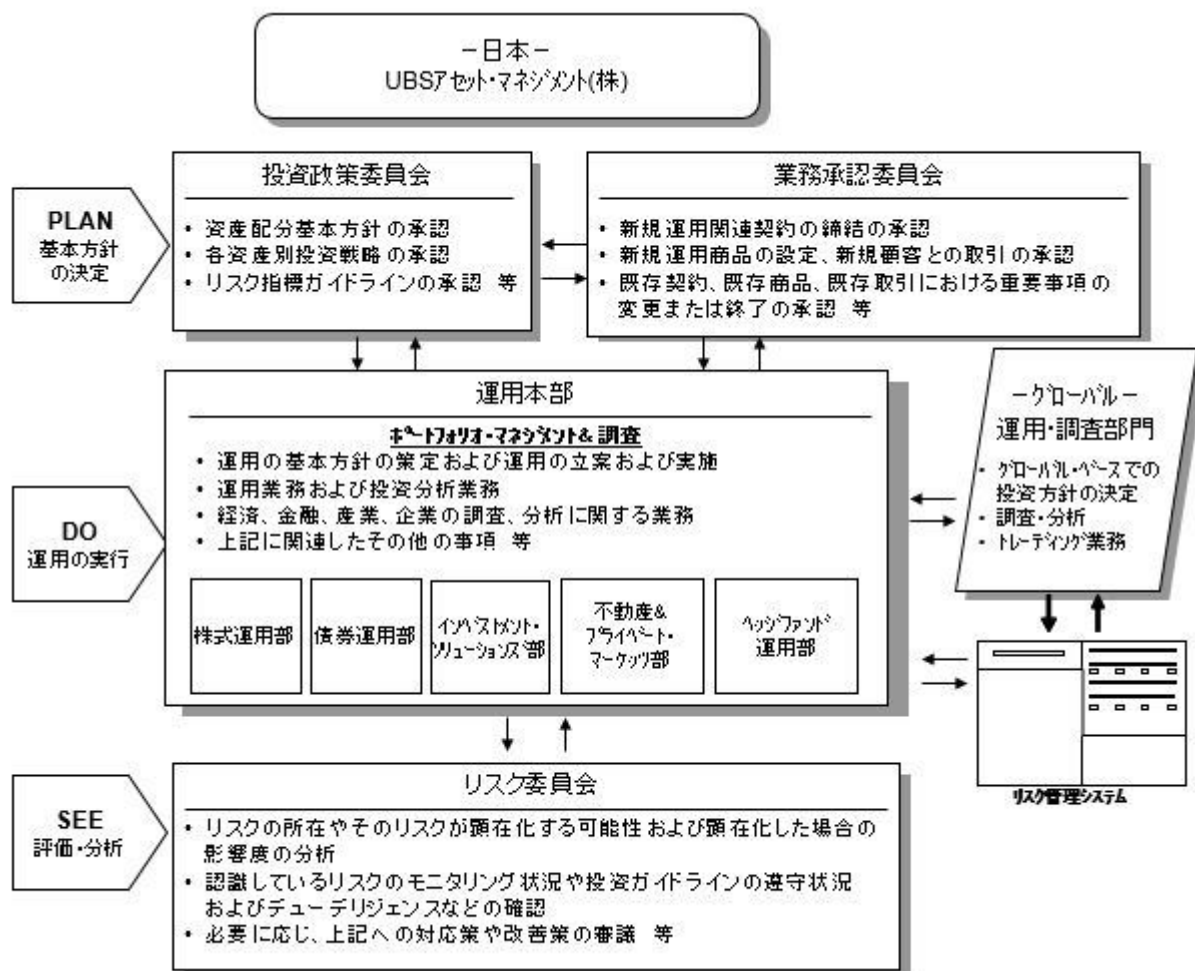
名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エ イ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

< 更新後 >

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、営業推進本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の12名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、営業推進本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長、テクノロジー部長の14名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

上記の運用体制は、2020年5月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

3【投資リスク】

<更新後>

(2) リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運

用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

上記体制は2020年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<更新後>

[毎月決算型・為替ヘッジあり]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
*年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	32.2	34.1	37.2	9.3	14.0	19.3
最小値	—	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	—	5.5	7.1	3.1	1.9	0.9	0.3

*上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2015年6月から2020年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

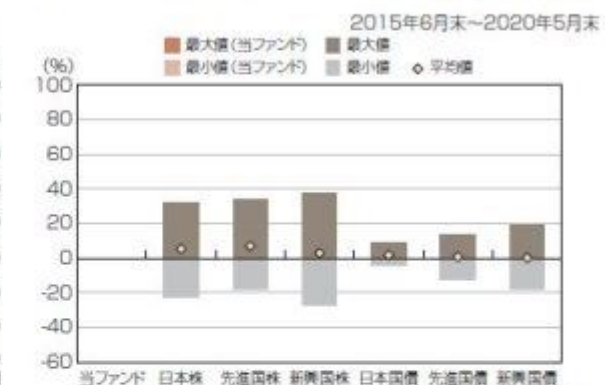
*分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[毎月決算型・為替ヘッジなし]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
*年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	32.2	34.1	37.2	9.3	14.0	19.3
最小値	—	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	—	5.5	7.1	3.1	1.9	0.9	0.3

*上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2015年6月から2020年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

*分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

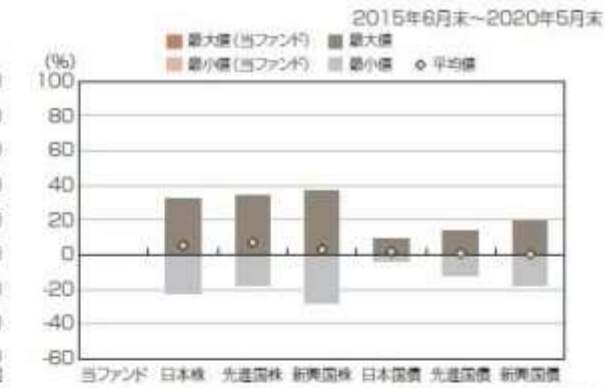
[年2回決算型・為替ヘッジあり]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債	
最大値	—	32.2	34.1	37.2	9.3	14.0	19.3
最小値	—	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	—	5.5	7.1	3.1	1.9	0.9	0.3

- 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 - 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 - 2015年6月から2020年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

● 分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

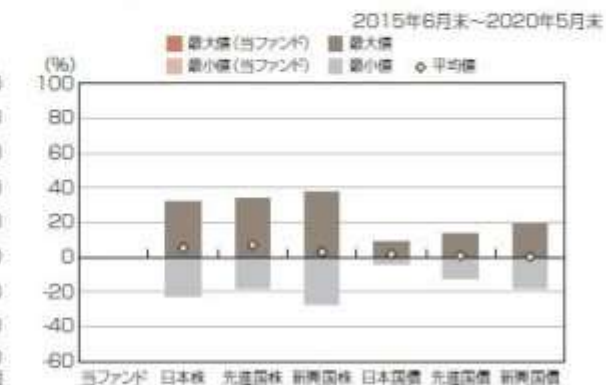
[年2回決算型・為替ヘッジなし]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債	
最大値	—	32.2	34.1	37.2	9.3	14.0	19.3
最小値	—	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	—	5.5	7.1	3.1	1.9	0.9	0.3

- 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 - 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 - 2015年6月から2020年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

● 分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

<p>■各資産クラスの指数</p> <p>日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)</p> <p>先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)</p> <p>新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)</p> <p>日本国債：NOMURA-BPI国債</p> <p>先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)</p> <p>新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)</p> <p>(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。</p>
<p>○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について</p> <p>騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み) 東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。 ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース) ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース) MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。 ・NOMURA-BPI国債 NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。 ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース) FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース) JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

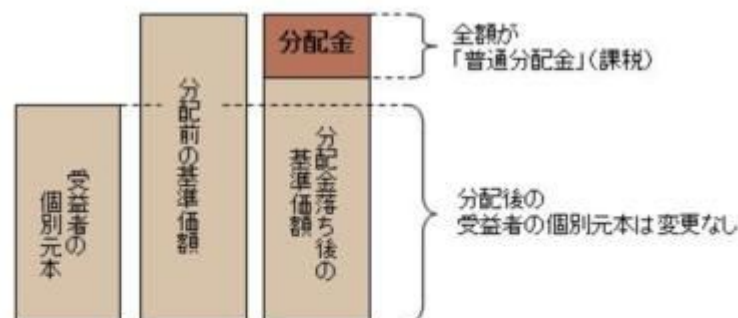
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

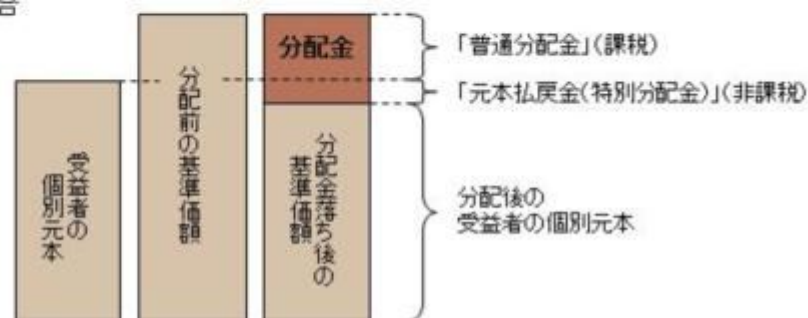
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年5月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2020年 5月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	香港	2,741,249	98.64
	日本	2,499	0.09
	小計	2,743,748	98.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		35,250	1.27
合計(純資産総額)		2,778,998	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
香港	投資信託受益 証券	UBS(HK)ファンド・シリーズ チャイ ナ・ハイ・イールド・ボンド(USD) - Class J JPY hedged-mdist	288.128	9,568.86	2,757,059	9,514	2,741,249	98.64
日本	投資信託受益 証券	U B S 短期円金利ファンド(適格機 関投資家向け)	2,515	0.9937	2,499	0.9937	2,499	0.09

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.73
合計	98.73

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末（2020年 5月25日）	2	2	0.9690	0.9730
2019年11月末日	2		1.0000	
12月末日	2		1.0027	
2020年 1月末日	2		1.0037	
2月末日	2		1.0035	
3月末日	2		0.9264	
4月末日	2		0.9467	
5月末日	2		0.9634	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2019年11月29日～2020年 5月25日	0.0160

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2019年11月29日～2020年 5月25日	1.5

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1特定期間	2019年11月29日～2020年 5月25日	3,099,059	115,228

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2020年 5月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	香港	4,392,440	99.87

	日本	2,499	0.06
	小計	4,394,939	99.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,147	0.07
合計(純資産総額)		4,398,086	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
香港	投資信託受益 証券	UBS(HK)ファンド・シリーズ チャイ ナ・ハイ・イールド・ボンド(USD) - Class J JPY-mdist	463.631	9,545	4,425,357	9,474	4,392,440	99.87
日本	投資信託受益 証券	UBS短期円金利ファンド(適格機 関投資家向け)	2,515	0.9937	2,499	0.9937	2,499	0.06

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.93
合計	99.93

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2020年 5月25日)	4	4	0.9630	0.9675
2019年11月末日	2		1.0000	
12月末日	5		1.0062	
2020年 1月末日	5		1.0008	

2月末日	5	1.0135
3月末日	4	0.9224
4月末日	4	0.9339
5月末日	4	0.9559

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2019年11月29日～2020年 5月25日	0.0180

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2019年11月29日～2020年 5月25日	1.9

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1特定期間	2019年11月29日～2020年 5月25日	6,286,654	1,577,872

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBS中国ハイイールド債券ファンド(年2回決算型・為替ヘッジあり)】

以下の運用状況は2020年 5月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	香港	9,373,468	98.14
	日本	2,499	0.03
	小計	9,375,967	98.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		175,070	1.83
合計(純資産総額)		9,551,037	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
香港	投資信託受益 証券	UBS(HK)ファンド・シリーズ チャイ ナ・ハイ・イールド・ボンド (USD) - Class J JPY hedged-mdist	985.229	9,569	9,427,656	9,514	9,373,468	98.14
日本	投資信託受益 証券	U B S 短期円金利ファンド (適格機 関投資家向け)	2,515	0.9937	2,499	0.9937	2,499	0.03

(注) 「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.17
合計	98.17

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2020年 5月25日)	9	9	0.9844	0.9844
2019年11月末日	2		1.0000	
12月末日	3		1.0027	
2020年 1月末日	9		1.0034	
2月末日	9		1.0073	
3月末日	9		0.9330	
4月末日	9		0.9577	
5月末日	9		0.9788	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2019年11月29日～2020年 5月25日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2019年11月29日～2020年 5月25日	1.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2019年11月29日～2020年 5月25日	10,341,185	583,483

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2020年 5月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	香港	4,654,775	98.77
	日本	2,499	0.05
	小計	4,657,274	98.82
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		55,388	1.18
合計（純資産総額）		4,712,662	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
香港	投資信託受益証券	UBS(HK)ファンド・シリーズ チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD) - Class J JPY-mdist	491.321	9,544.84	4,689,585	9,474	4,654,775	98.77

日本	投資信託受益証券	U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）	2,515	0.9937	2,499	0.9937	2,499	0.05
----	----------	----------------------------	-------	--------	-------	--------	-------	------

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

□. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.82
合計	98.82

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2020年 5月25日)	4	4	0.9813	0.9813
2019年11月末日	4		1.0000	
12月末日	3		1.0057	
2020年 1月末日	5		1.0005	
2月末日	5		1.0175	
3月末日	4		0.9313	
4月末日	4		0.9472	
5月末日	4		0.9740	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2019年11月29日～2020年 5月25日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
---	----	--------

第1期	2019年11月29日～2020年 5月25日	1.9
-----	-------------------------	-----

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2019年11月29日～2020年 5月25日	8,045,592	3,209,170

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

<更新後>

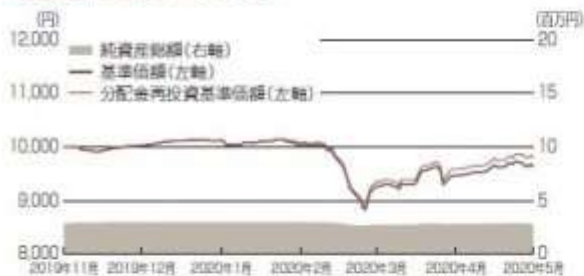
運用実績

○最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

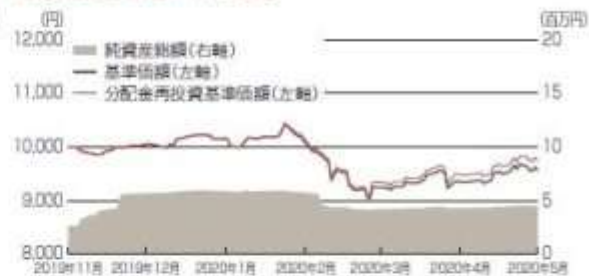
○運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移(2020年5月29日現在)

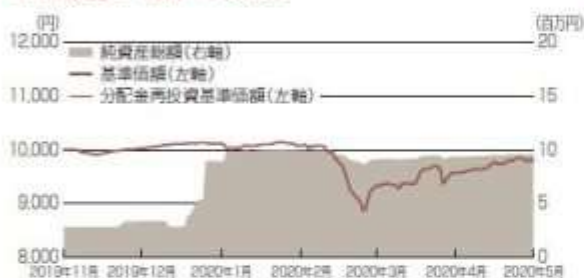
毎月決算型・為替ヘッジあり



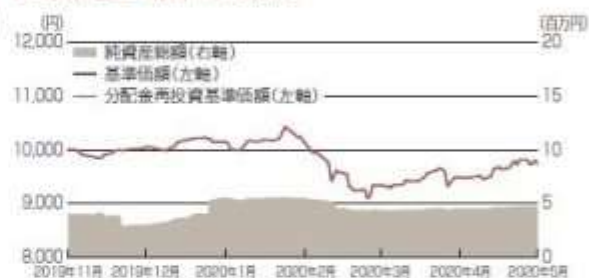
毎月決算型・為替ヘッジなし



年2回決算型・為替ヘッジあり



年2回決算型・為替ヘッジなし



※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

毎月決算型・為替ヘッジあり		毎月決算型・為替ヘッジなし		年2回決算型・為替ヘッジあり		年2回決算型・為替ヘッジなし	
2020年2月	40円	2020年2月	45円	2020年5月	0円	2020年5月	0円
2020年3月	40円	2020年3月	45円	設定来累計	0円	設定来累計	0円
2020年4月	40円	2020年4月	45円				
2020年5月	40円	2020年5月	45円				
直近1年間累計	160円	直近1年間累計	180円				
設定来累計	160円	設定来累計	180円				

主要な資産の状況(2020年5月29日現在)

組入上位10銘柄

銘柄名	種別	最終利回り	クーポン	償還日	格付*	構成比
1 時代中国	社債	6.27%	7.85%	2021/06/04	B+	3.0%
2 中国国債	国債	2.68%	3.13%	2029/11/21	A+	2.8%
3 中国国債	国債	2.72%	2.68%	2030/05/21	A+	2.7%
4 ロンシン・チャイナ	社債	7.87%	8.95%	2023/01/22	BB-	2.3%
5 CFIホールディングス	社債	8.17%	5.38%	2049/12/31	B+	2.1%
6 ローガン・プロパティ・ホールディングス	社債	5.71%	5.25%	2023/02/23	B+	2.0%
7 時代中国	社債	5.98%	6.00%	2021/05/05	格付なし	2.0%
8 ゴールデン・ホイール・ティエンディ	社債	19.04%	12.95%	2022/03/14	B	1.9%
9 セントラル・チャイナ・リアル・エステート	社債	7.48%	6.75%	2021/11/08	B+	1.7%
10 パワーロング・リアル・エステート	社債	6.49%	4.88%	2021/09/15	B	1.7%

※構成比は、現地月末ベースの外国投資信託の純資産総額に占める割合です。

※上記は基準日時点におけるデータであり、いかなる個別銘柄の売買、ポートフォリオの構築、投資戦略の採用等の行為を推奨するものではありません。

※1 格付はS&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスの3社の格付機関による格付のうち2社以上で合致した評価を採用しています。2社以上で合致した評価がなく、3社で評価が異なる場合はそれらの中間の評価を採用しています。ただし、取得できる格付が2社のみの場合は、低い格付を採用しています。

主要な資産の状況(2020年5月29日現在)

資産別比率

資産名	毎月決算型・ 為替ヘッジあり	毎月決算型・ 為替ヘッジなし	年2回決算型・ 為替ヘッジあり	年2回決算型・ 為替ヘッジなし
UBS(HK)ファンド・シリーズ・チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD)	98.7%	99.9%	98.2%	98.8%
UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
その他現金等	1.2%	0.0%	1.7%	1.1%
合計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

※四捨五入の関係で合計が100%にならないことがあります。

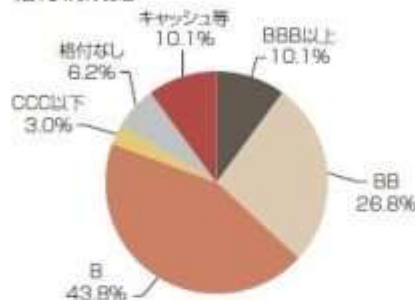
※構成比は、各ファンドの純資産総額に対して占める割合です。

UBS(HK)ファンド・シリーズ・チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD)のポートフォリオの状況

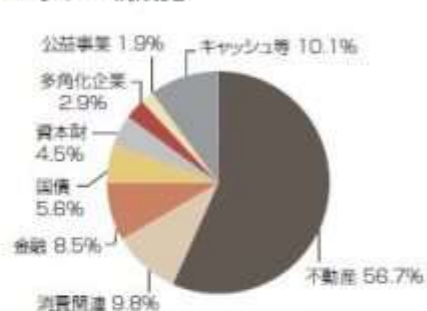
ファンドの特性

最終利回り	7.99%
修正デュレーション	2.08年
平均格付	BB
組入銘柄数	84

格付構成比*1



セクター構成比



※UBS(HK)ファンド・シリーズ・チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD)は、当ファンドが主要投資対象とする香港籍円建て外国投資信託です。

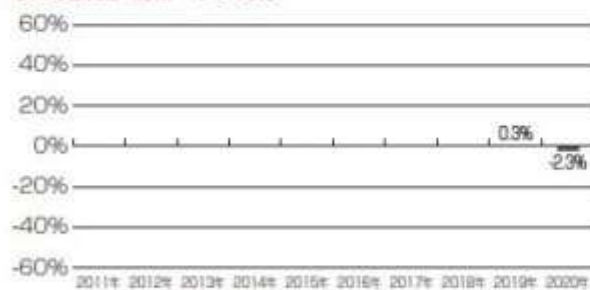
※ファンドの特性は、現地月末ベースの外国投資信託についてのデータです。また平均格付は保有銘柄ベースです。

※構成比は、現地月末ベースの外国投資信託の純資産総額に占める割合です。

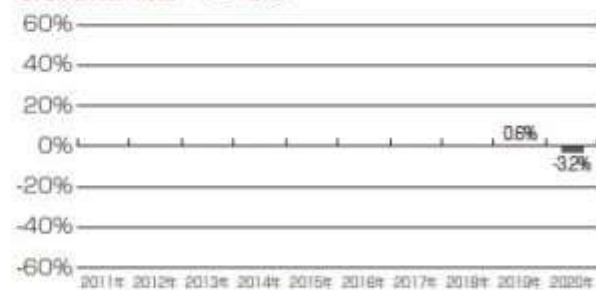
*1 格付はS&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスの3社の格付機関による格付のうち2社以上で合致した評価を採用しています。2社以上で合致した評価がなく、3社で評価が異なる場合はそれらの中間の評価を採用しています。ただし、取得できる格付が2社のみの場合は、低い格付を採用しています。

年間収益率の推移(2020年5月29日現在)

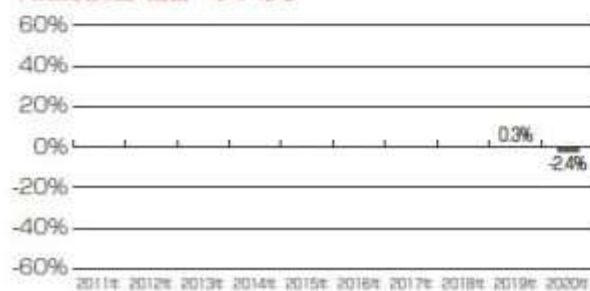
毎月決算型・為替ヘッジあり



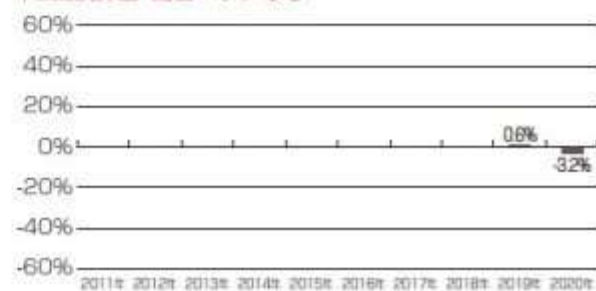
毎月決算型・為替ヘッジなし



年2回決算型・為替ヘッジあり



年2回決算型・為替ヘッジなし



※2019年については、当初設定日(2019年11月29日)から12月末まで、2020年は年初から5月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものと算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第3【ファンドの経理状況】

UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第27条により、2019年11月29日から2020年2月25日までとなっております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2019年11月29日から2020年5月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第27条により、2019年11月29日から2020年5月25日までとなっております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2019年11月29日から2020年5月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 2020年 5月25日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	75,246
投資信託受益証券	2,830,119
流動資産合計	2,905,365
資産合計	2,905,365
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	11,935
未払解約金	19
未払受託者報酬	77
未払委託者報酬	1,911
その他未払費用	102
流動負債合計	14,044

	当期 2020年 5月25日現在
負債合計	14,044
純資産の部	
元本等	
元本	2,983,831
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	92,510
（分配準備積立金）	40,847
元本等合計	2,891,321
純資産合計	2,891,321
負債純資産合計	2,905,365

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日
営業収益	
受取配当金	93,230
有価証券売買等損益	122,381
営業収益合計	29,151
営業費用	
支払利息	41
受託者報酬	484
委託者報酬	12,349
その他費用	629
営業費用合計	13,503
営業利益又は営業損失（ ）	42,654
経常利益又は経常損失（ ）	42,654
当期純利益又は当期純損失（ ）	42,654
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,260
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,150
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,595
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	555
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,332
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,329
分配金	47,414
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	92,510

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	---

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目		当期 2020年 5月25日現在
1.	特定期間末日における受益権の総数	2,983,831口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は92,510円です。
3.	特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9690円 (9,690円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日	
分配金の計算過程	
自 2019年11月29日 至 2020年 2月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 30,456円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 4,217円
C	収益調整金額 552円
D	分配準備積立金額 0円
E	当ファンドの分配対象収益額 35,225円
F	10,000口当たり収益分配対象額 119円
G	10,000口当たり分配金額 40円
H	収益分配金金額 11,758円
自 2020年 2月26日 至 2020年 3月25日	
A	費用控除後の配当等収益額 15,807円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 271円
D	分配準備積立金額 22,915円
E	当ファンドの分配対象収益額 38,993円
F	10,000口当たり収益分配対象額 131円
G	10,000口当たり分配金額 40円
H	収益分配金金額 11,841円
自 2020年 3月26日 至 2020年 4月27日	
A	費用控除後の配当等収益額 18,973円

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	432円
D	分配準備積立金額	26,820円
E	当ファンドの分配対象収益額	46,225円
F	10,000口当たり収益分配対象額	155円
G	10,000口当たり分配金額	40円
H	収益分配金金額	11,880円
	自 2020年 4月28日	
	至 2020年 5月25日	
A	費用控除後の配当等収益額	19,031円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	819円
D	分配準備積立金額	33,751円
E	当ファンドの分配対象収益額	53,601円
F	10,000口当たり収益分配対象額	179円
G	10,000口当たり分配金額	40円
H	収益分配金金額	11,935円

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

項目	当期
	自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>
-------------------	---

金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 2020年 5月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	当期 2020年 5月25日現在 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	67,078
合計	67,078

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	当期
	自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日
元本の推移	
期首元本額	2,899,300円
期中追加設定元本額	199,759円
期中一部解約元本額	115,228円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）	2,515	2,499	
	UBS(HK)ファンド・シリーズ チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD) - Class J JPY hedged-mdist	295.498	2,827,620	
合計		2,810.498	2,830,119	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	当期 2020年 5月25日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	131,260
投資信託受益証券	4,427,856
流動資産合計	4,559,116
資産合計	4,559,116
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	21,189
未払解約金	33
未払受託者報酬	111
未払委託者報酬	2,948
その他未払費用	163
流動負債合計	24,444
負債合計	24,444
純資産の部	
元本等	
元本	4,708,782
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	174,110
（分配準備積立金）	133,998
元本等合計	4,534,672
純資産合計	4,534,672
負債純資産合計	4,559,116

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当期 自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日
営業収益	
受取配当金	159,354
有価証券売買等損益	214,644
営業収益合計	55,290
営業費用	

	当期 自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日
支払利息	48
受託者報酬	779
委託者報酬	20,878
その他費用	1,139
営業費用合計	22,844
営業利益又は営業損失（ ）	78,134
経常利益又は経常損失（ ）	78,134
当期純利益又は当期純損失（ ）	78,134
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	40,223
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,371
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,371
剰余金減少額又は欠損金増加額	49,841
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,601
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,240
分配金	87,729
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	174,110

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 2020年 5月25日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	4,708,782口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は174,110円です。
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9630円 (9,630円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期	
自 2019年11月29日	
至 2020年 5月25日	
分配金の計算過程	
自 2019年11月29日	
至 2020年 2月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	63,697円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	105,419円
C 収益調整金額	788円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額	169,904円
F 10,000口当たり収益分配対象額	301円
G 10,000口当たり分配金額	45円
H 収益分配金金額	25,377円
自 2020年 2月26日	
至 2020年 3月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	24,366円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	3,140円
D 分配準備積立金額	113,422円
E 当ファンドの分配対象収益額	140,928円
F 10,000口当たり収益分配対象額	310円
G 10,000口当たり分配金額	45円
H 収益分配金金額	20,439円
自 2020年 3月26日	
至 2020年 4月27日	
A 費用控除後の配当等収益額	28,805円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	5,154円
D 分配準備積立金額	117,163円
E 当ファンドの分配対象収益額	151,122円
F 10,000口当たり収益分配対象額	328円
G 10,000口当たり分配金額	45円
H 収益分配金金額	20,724円
自 2020年 4月28日	
至 2020年 5月25日	
A 費用控除後の配当等収益額	29,944円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	8,411円
D 分配準備積立金額	125,243円
E 当ファンドの分配対象収益額	163,598円
F 10,000口当たり収益分配対象額	347円
G 10,000口当たり分配金額	45円
H 収益分配金金額	21,189円

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

項目	<p style="text-align: center;">当期 自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日</p>
1.金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。</p>
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>

.金融商品の時価等に関する事項

項目	<p style="text-align: center;">当期 2020年 5月25日現在</p>
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	<p>金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2.金融商品時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	当期 2020年 5月25日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	119,908
合計	119,908

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	当期 自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日
	元本の推移
期首元本額	2,643,912円
期中追加設定元本額	3,642,742円
期中一部解約元本額	1,577,872円

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）	2,515	2,499	
	UBS(HK)ファンド・シリーズ チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD) - Class J JPY-mdist	463.631	4,425,357	
合計		2,978.631	4,427,856	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 2020年 5月25日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	210,958
投資信託受益証券	9,430,155
流動資産合計	9,641,113
資産合計	9,641,113
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,219
未払委託者報酬	32,141
その他未払費用	1,824
流動負債合計	35,184
負債合計	35,184
純資産の部	
元本等	
元本	9,757,702
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	151,773
(分配準備積立金)	238,688

	当期 2020年 5月25日現在
元本等合計	9,605,929
純資産合計	9,605,929
負債純資産合計	9,641,113

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	当期 自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日
営業収益	
受取配当金	274,755
有価証券売買等損益	472,345
営業収益合計	197,590
営業費用	
支払利息	48
受託者報酬	1,219
委託者報酬	32,141
その他費用	1,824
営業費用合計	35,232
営業利益又は営業損失 ()	232,822
経常利益又は経常損失 ()	232,822
当期純利益又は当期純損失 ()	232,822
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	2,221
期首剰余金又は期首欠損金 ()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	83,824
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	83,824
剰余金減少額又は欠損金増加額	554
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	554
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	151,773

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目		当期 2020年 5月25日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	9,757,702口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は151,773円です。
3.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9844円 (9,844円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日	
分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額 238,688円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 31,960円
D	分配準備積立金額 0円
E	当ファンドの分配対象収益額 270,648円
F	10,000口当たり収益分配対象額 277円
G	10,000口当たり分配金額 0円
H	収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>
-------------------	---

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 2020年 5月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	当期 2020年 5月25日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	477,829
合計	477,829

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	当期
	自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日
元本の推移	
期首元本額	2,814,300円
期中追加設定元本額	7,526,885円
期中一部解約元本額	583,483円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）	2,515	2,499	
	UBS(HK)ファンド・シリーズ チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD) - Class J JPY hedged-mdist	985.229	9,427,656	
合計		3,500.229	9,430,155	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	当期 2020年 5月25日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	154,927
投資信託受益証券	4,612,084
流動資産合計	4,767,011
資産合計	4,767,011
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	725
未払委託者報酬	19,176
その他未払費用	1,041
流動負債合計	20,942
負債合計	20,942
純資産の部	
元本等	
元本	4,836,422
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	90,353
（分配準備積立金）	119,208
元本等合計	4,746,069
純資産合計	4,746,069
負債純資産合計	4,767,011

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当期 自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日
営業収益	
受取配当金	148,572
有価証券売買等損益	290,416
営業収益合計	141,844
営業費用	

	当期 自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日
支払利息	86
受託者報酬	725
委託者報酬	19,176
その他費用	1,041
営業費用合計	21,028
営業利益又は営業損失（ ）	162,872
経常利益又は経常損失（ ）	162,872
当期純利益又は当期純損失（ ）	162,872
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	58,442
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,905
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,905
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,828
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,828
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	90,353

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

項目	当期 2020年 5月25日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	4,836,422口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は90,353円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9813円 (9,813円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

当期 自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	119,208円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	10,909円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額	130,117円
F 10,000口当たり収益分配対象額	269円
G 10,000口当たり分配金額	0円
H 収益分配金金額	0円

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等および為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。

.金融商品の時価等に関する事項

項目	当期
	2020年 5月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	当期
	2020年 5月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	239,899
合計	239,899

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	当期
	自 2019年11月29日 至 2020年 5月25日

元本の推移	
期首元本額	4,025,301円
期中追加設定元本額	4,020,291円
期中一部解約元本額	3,209,170円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)	2,515	2,499	
	UBS(HK)ファンド・シリーズ チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD) - Class J JPY-mdist	482.932	4,609,585	
合計		2,997.932	4,612,084	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「UBS中国ハイイールド債券ファンド」の各ファンドは国内投資信託「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」ならびに香港籍円建て外国投資信託「UBS(HK)ファンド・シリーズ チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD)」(以下「同ファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。

国内投資信託「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」ならびに香港籍円建て外国投資信託「UBS(HK)ファンド・シリーズ チャイナ・ハイ・イールド・ボンド(USD)」の状況は次の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

国内投資信託「UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」の状況

ご参考として第5期決算日（2019年9月17日）の状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	自 2018年 9月19日 至 2019年 9月17日
営業収益	
営業収益合計	-
営業費用	
支払利息	12,081
受託者報酬	3,695
委託者報酬	1,403
その他費用	222
営業費用合計	17,401
営業利益又は営業損失（ ）	17,401
経常利益又は経常損失（ ）	17,401
当期純利益又は当期純損失（ ）	17,401
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	45,309
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	62,710

* 組入資産明細表 *（2019年9月17日現在）

2019年9月17日現在、UBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）における組入資産はありません。

香港籍外国投資信託 UBS(HK)ファンド・シリーズ - チャイナ・ハイ・イールド・ボンド (USD) の運用状況

当ファンドは、「UBS中国ハイイールド債券ファンド」の各ファンドが投資対象とする外国投資証券です。
ご参考として、掲載されている当ファンドの損益およびその他包括利益計算書、投資資産明細表は、2018年12月31日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

損益およびその他包括利益計算書

計算期間終了日 2018年12月31日
米ドル

収益	
投資に係る受取利息	5,743,067
銀行預金に係る受取利息	20,885
損益を通じた金融資産の公正価値の純変動額	- 10,065,609
為替差額	- 6,755
その他収益	6,500
収益合計	- 4,301,912
費用	
監査報酬	11,840
弁護士および専門家報酬	35,000
運用管理報酬	1,138,113
登録費用	6,000
信託報酬	109,238
保管費用および銀行手数料	13,009
当座借越等に係る支払利息	98
その他費用	9,755
費用合計	1,323,053
税引前純運用（損）益	- 5,624,965
当期税引後純（損）益および包括利益	- 5,624,965

2018年12月31日現在の投資資産明細表

訂正有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

銘柄	保有額面	公正価値 (米ドル)	純資産 比率 (%)
損益による公正価値の金融資産			
AGILE GROUP HOLDINGS LTD (REG) (REG S) 5.125% 14AUG2022	400,000	359,000	0.43
AGILE GROUP HOLDINGS LTD (REGS) 9.5% 23NOV2020	850,000	882,342	1.05
APL REALTY HLDG PTE LTD 5.95% 02JUN2024	1,200,000	837,000	1.00
BAXIN AUTO FINCE I LT VAR PERP 29DEC2049	1,000,000	971,250	1.16
CAR INC (REG) (REGS) 6% 11/02/2021	900,000	829,125	0.99
CENTRAL CHN REAL ESTATE (REG S) 6.75% 08NOV2021	1,700,000	1,617,125	1.93
CENTRAL CHN REAL ESTATE (REG) (REGS) 6.5% 05MAR2021	1,000,000	959,375	1.14
CHINA AOYUAN GROUP LTD 5.375% 13SEP2022	1,700,000	1,510,875	1.80
CHINA EVERGRANDE GROUP (REG) (REG S) 7.5% 28JUN2023	325,000	286,812	0.34
CHINA EVERGRANDE GROUP SER EMTN (REG) (REG S) 9.5% 29MAR2024	1,500,000	1,338,750	1.60
CHINA SCE GRP HLDGS LTD (REG) (REG S) 7.45% 17APR2021	500,000	491,875	0.59
CHINA SOUTH CITY HOLDING (REG) (REG S) 7.25% 25JAN2021	1,500,000	1,186,875	1.41
CHINALCO CAP 4.25% 21APR2022	500,000	478,750	0.57
CHN AOYUAN PROPERTY GRP 6.35% 11JAN2020	400,000	398,500	0.47
CIFI HOLDINGS GROUP (REG S) VAR PERP 29DEC2049	2,250,000	1,864,687	2.22
CIFI HOLDINGS GROUP (REG) (REG S) 6.875% 23APR2021	375,000	368,437	0.44
CONCORD NEW ENERGY GRP (REG) (REG S) 7.9% 23JAN2021	465,000	433,031	0.52
COUNTRY GARDEN HLDGS 5.625% 15DEC2026	400,000	379,000	0.45
DR PENG HOLDING HONGKONG (REG) (REG S) 5.05% 01JUN2020	600,000	451,500	0.54
EASY TACTIC LTD 5.75% 13JAN2022	1,950,000	1,759,875	2.10
EHI CAR SERVICES LTD (REG S) 5.875% 14AUG2022	1,200,000	978,000	1.17
ESTATE SKY LTD (REG) (REG S) VAR PERP 29DEC2049	1,950,000	1,757,437	2.09
FANTASIA HOLDINGS GROUP (REG) (REG S) 7.375% 04OCT2021	1,950,000	1,425,937	1.70
FANTASIA HOLDINGS GROUP SER REGS (REG) (REG S) 8.375% 08MAR2021	1,000,000	766,250	0.91
FORTUNE STAR BVI LTD (REG) (REG S) 5.25% 23MAR2022	1,300,000	1,183,000	1.41
FRANSHION BRILLIANT LTD VAR 29DEC2049	1,400,000	1,274,000	1.52
GAJAH TUNGGAL TBK PT SER EMTN (REG S) 8.375% 10AUG2022	1,550,000	1,302,000	1.55
GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP SER REGS 4.625% 21MAY2023	1,475,000	1,257,437	1.50
GOLDEN LEGACY PTE LTD SER REGS (REG) 6.875% 27MAR2024	1,650,000	1,537,783	1.83
GOLDEN WHEEL TIANDI (REG) (REG S) 8.25% 03NOV2019	1,450,000	1,399,250	1.67
GRAND CHINA AIR HONG KO SER EMTN (REG) (REG S) 6.375% 07MAR2019	1,750,000	1,590,312	1.90
GREENKO DUTCH BV SER REGS (REG) (REGS) 4.875% 24JUL2022	500,000	470,625	0.56
GREENLAND GLB INVST (REGS) (REG) 5.875% 03JUL2024	700,000	572,250	0.68
GREENLAND HONG KONG HLDG SER EMTN (REG) (REGS) 3.875% 28JUL2019	350,000	340,813	0.41
GUANGHUI INVESTMENT GR (REG) (REGS) 7.875% 30MAR2020	1,650,000	1,489,125	1.78
GUORUI PROPERTIES LTD 7% 21MAR2020	2,100,000	1,874,250	2.23
HEALTH AND HAPPINESS INT 7.25% 21JUN2021	500,000	506,250	0.60
HILONG HOLDING LTD (REG) (REG S) 7.25% 22JUN2020	300,000	267,411	0.32
HT GLOBAL IT SOLUTIONS HOLDINGS LTD SER REGS 7% 14JUL2021	750,000	756,563	0.90
JABABEKA INTERNATIONAL SER REGS (REG) (REGS) 6.5% 05OCT2023	1,200,000	996,000	1.19
JINGRUI HOLDINGS LTD (REG S) 7.75% 12APR2020	1,600,000	1,512,000	1.80
JINGRUI HOLDINGS LTD (REG) (REG S) 9.45% 23APR2021	1,000,000	918,750	1.10
KAISA GROUP HOLDINGS LTD (REG) (REG S) 7.875% 30JUN2021	1,500,000	1,184,355	1.41
KWG PROPERTY HOLDING LTD (REG) (REG S) 5.2% 21SEP2022	250,000	217,813	0.26
KWG PROPERTY HOLDING LTD (REG) (REG S) 6% 11JAN2022	1,750,000	1,605,625	1.91
LOGAN PROPERTY HOLDINGS (REG) (REG S) 5.25% 23FEB2023	2,080,000	1,799,200	2.14
LONGFOR PROPERTIES 3.875% 13JUL2022	250,000	239,886	0.29
MEDCO PLATINUM ROAD PTE SER REGS (REG) (REGS) 6.75% 30/01/2025	450,000	384,750	0.46
MELCO RESORTS FINANCE 4.875% 06JUN2025	1,150,000	1,046,500	1.25
MIE HOLDINGS CORP SER REGS 7.5% 25APR2019	250,000	136,265	0.16
MODERNLAND OVERSEAS PTE (REG S) 6.95% 13APR2024	1,650,000	1,359,188	1.62
NAGACORP LTD SER REGS 9.375% 21MAY2021	325,000	333,531	0.40
NID FINANCE (BVI) (REG S) (REG) 5.75% PERP 29DEC2049	1,850,000	1,581,167	1.88
PHOENIX LEAD LTD 4.85% PERP 29DEC2049	2,200,000	1,793,000	2.14
POWERLONG REAL ESTATE (REG) (REGS) 4.875% 15SEP2021	1,700,000	1,470,458	1.75
POWERLONG REAL ESTATE 6.95% 17APR2021	825,000	770,092	0.92
PRIME BLOOM HOLDINGS LTD (REG) (REG S) 6.95% 05JUL2022	2,050,000	1,596,438	1.90
REDCO PROPERTIES GROUP (REG) (REG S) 11% 29AUG2020	450,000	429,188	0.51
RK1 OVERSEAS FIN 2016 B (REG) (REG S) 4.7% 06SEP2021	500,000	467,500	0.56
RK1 OVERSEAS FIN 2017 A (REG) (REG S) 7% PERP 23DEC2065	1,450,000	1,058,500	1.26
SHIMAO PROPERTY HLDGS (REG) (REG S) 4.75% 03JUL2022	1,500,000	1,413,045	1.68
SHUI ON DEVELOP HLDG VAR PERP 20DEC2065	400,000	369,000	0.44
SHUI ON DEVELOPMENT HLDG 5.7% 06FEB2021	700,000	687,757	0.82
SINO OCEAN LD TRSFIN III (REG) (REG S) VAR PERP 29DEC2049	1,275,000	957,844	1.14
銘柄			
	保有額面	公正価値 (米ドル)	純資産 比率 (%)
STUDIO CITY CO LTD SER (REGS) (REG) (REG S) 7.25% 30NOV2021	200,000	203,250	0.24
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD (REG) (REG S) 8.35% 19APR2023	1,000,000	931,250	1.11
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD (REG) (REG S) 8.625% 27JUL2020	875,000	881,563	1.05
THETA CAPITAL PTE LTD (REGS) 6.75% 31OCT2026	1,300,000	893,750	1.07
TIMES CHINA HLDG LTD (REG) (REG S) 7.85% 04JUN2021	1,450,000	1,419,304	1.69
TIMES CHINA HLDG LTD 6.25% 17JAN2021	420,000	405,300	0.48
TIMES CHINA HLDG LTD 6.25% 23JAN2020	1,000,000	986,980	1.18
TSINGHUA UNIC LTD (REG) (REG S) 5.375% 31JAN2023	1,100,000	1,014,684	1.21
YANCOAL INTL RES DEV (REG S) VAR PERP 29DEC2049	1,600,000	1,582,000	1.89
YANKUANG GROUP CAYMAN (REGS) 4.75% 30NOV2020	500,000	483,750	0.58
YANLORD LAND HK CO LTD (REG) (REG S) 6.75% 23APR2023	800,000	786,000	0.94
YANLORD LAND HK CO LTD 5.875% 23JAN2022	1,350,000	1,325,687	1.58
YINGDE GASES INVSTMT LTD SER REGS (REG S) 6.25% 19JAN2023	800,000	750,000	0.89
YINGDE GASES INVSTMT LTD SER REGS 7.25% 28FEB2020	900,000	897,750	1.07
YUZHOU PROPERTIES CO LTD (REG) (REG-S) 6% 25OCT2023	300,000	255,669	0.30
YUZHOU PROPERTIES CO LTD 6% 25JAN2022	1,100,000	1,012,666	1.21
ZOOMLION HK SPV CO LTD SER REGS 6.125% 20DEC2022	1,600,000	1,506,000	1.80
投資合計		77,816,332	92.76
投資合計(原価)		87,940,568	

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年 5月29日現在です。

【UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

資産総額	2,877,236円
負債総額	98,238円
純資産総額（ - ）	2,778,998円
発行済口数	2,884,560口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9634円

【UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

資産総額	4,519,586円
負債総額	121,500円
純資産総額（ - ）	4,398,086円
発行済口数	4,600,869口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9559円

【UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

資産総額	9,552,040円
負債総額	1,003円
純資産総額（ - ）	9,551,037円
発行済口数	9,758,008口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9788円

【UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

資産総額	4,713,152円
負債総額	490円
純資産総額（ - ）	4,712,662円
発行済口数	4,838,362口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9740円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額等

2020年5月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

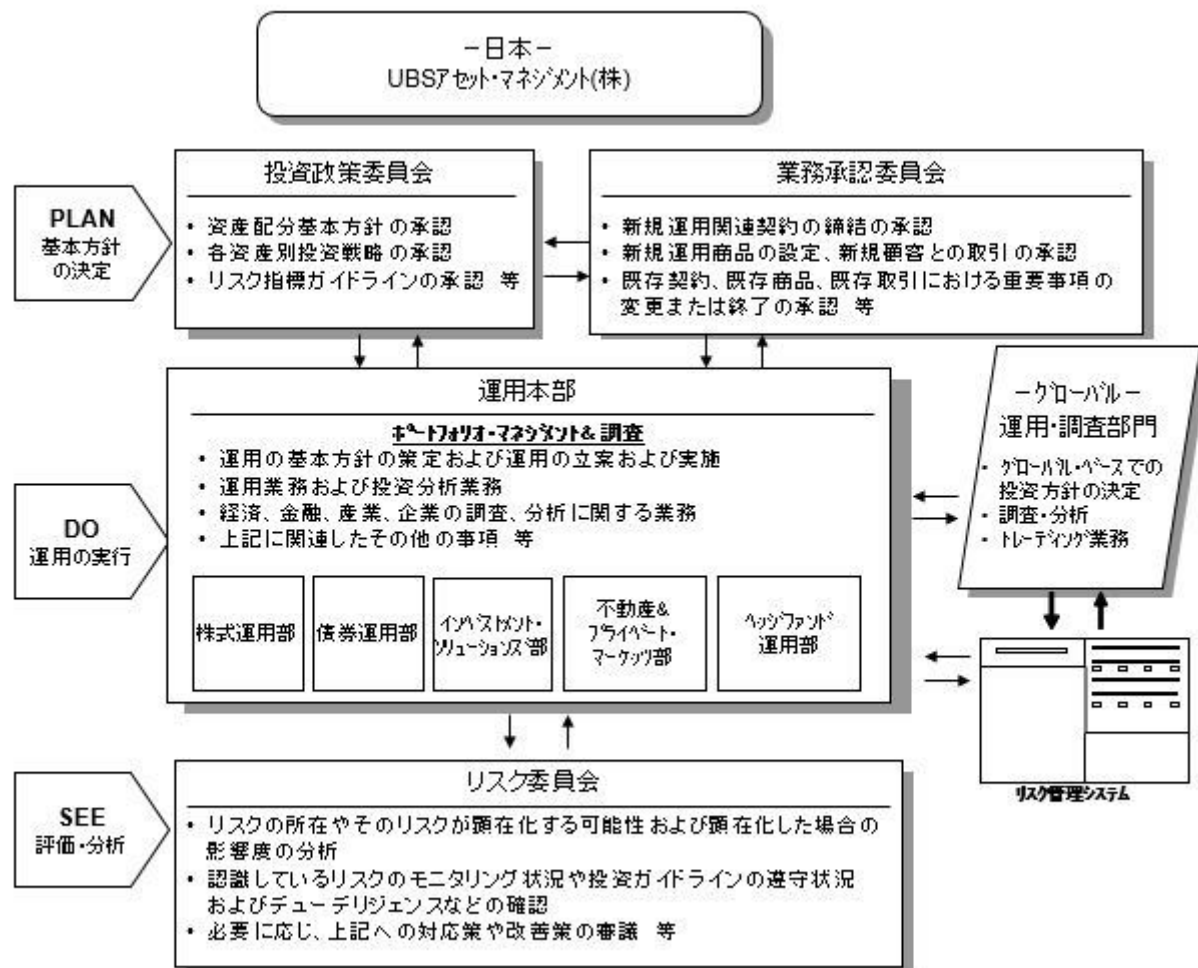
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



2020年5月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2020年5月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	25	68,481
追加型株式投資信託	79	739,186
合計	104	807,666

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数

を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別	科目	注記 番号	前事業年度 (2018年12月31日)		当事業年度 (2019年12月31日)	
			内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
	(資産の部)					
	流動資産					
	現金・預金	*1		3,506,883		4,001,040
	未収入金	*1		58,517		58,843
	未収委託者報酬			1,143,245		947,872
	未収運用受託報酬	*1		2,050,817		2,088,489
	その他未収収益	*1		571,116		386,023
	前払費用			16,682		13,878
	その他			512		78
	流動資産計			7,347,775		7,496,227
	固定資産					
	投資その他の資産			428,900		396,109
	投資有価証券		100		-	
	前払年金費用		-		21,809	
	繰延税金資産		408,799		354,300	
	ゴルフ会員権		20,000		20,000	
	固定資産計			428,900		396,109
	資産合計			7,776,676		7,892,336

期別	科目	注記 番号	前事業年度 (2018年12月31日)		当事業年度 (2019年12月31日)	
			内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
	(負債の部)					
	流動負債					
	預り金			61,156		55,862
	未払費用	*1		1,841,768		1,643,137
	未払消費税			146,096		161,344
	未払法人税等			508,920		566,957
	賞与引当金			597,449		574,455
	その他			46,332		6,728
	流動負債計			3,201,722		3,008,486
	固定負債					
	退職給付引当金			45,752		-
	固定負債計			45,752		-
	負債合計			3,247,475		3,008,486
	(純資産の部)					
	株主資本			4,529,200		4,883,850
	資本金			2,200,000		2,200,000

利益剰余金		2,329,200	2,683,850
利益準備金	550,000		550,000
その他利益剰余金	1,779,200		2,133,850
繰越利益剰余金	1,779,200		2,133,850
評価・換算差額等		0	-
その他有価証券評価差額金	0		-
純資産合計		4,529,200	4,883,850
負債・純資産合計		7,776,676	7,892,336

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			7,631,579		6,950,925
運用受託報酬	*1*2		3,576,959		4,401,672
その他営業収益	*1*3		2,075,804		1,538,358
営業収益計			13,284,344		12,890,956
営業費用					
支払手数料			3,798,816		3,353,869
広告宣伝費			87,432		73,360
調査費			101,676		127,451
営業雑経費			93,408		86,118
通信費		4,067		3,358	
印刷費		61,318		52,134	
協会費		16,503		18,460	
その他	*1	11,520		12,165	
営業費用計			4,081,334		3,640,800
一般管理費					
給料			2,555,201		2,256,160
役員報酬		315,203		213,584	
給料・手当	*1	1,784,362		1,576,177	
賞与		455,635		466,397	
交際費			21,741		23,495
旅費交通費			85,763		73,238
租税公課			80,028		78,730
不動産賃借料			236,883		227,290
退職給付費用			234,506		92,509
事務委託費	*1		3,174,782		3,322,314
諸経費			99,018		77,367
一般管理費計			6,487,925		6,151,105
営業利益			2,715,083		3,099,050
営業外収益					
受取利息		9		10	
為替差益		-		14,805	
雑収入		1,039		55	
営業外収益計			1,048		14,870
営業外費用					

為替差損 雑損失		44,039 0		- 761	
営業外費用計			44,039		761
経常利益			2,672,092		3,113,159
税引前当期純利益			2,672,092		3,113,159
法人税、住民税及び事業税			796,961		927,009
法人税等調整額			97,600		54,500
当期純利益			1,777,531		2,131,650

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	2,200,000	550,000	1,690,788	2,240,788	4,440,788	0	0	4,440,788
当期中の変動額								
剰余金の配当			1,689,120	1,689,120	1,689,120			1,689,120
当期純利益			1,777,531	1,777,531	1,777,531			1,777,531
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						0	0	0
当期中の変動額合計			88,411	88,411	88,411	0	0	88,411
当期末残高	2,200,000	550,000	1,779,200	2,329,200	4,529,200	0	0	4,529,200

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	2,200,000	550,000	1,779,200	2,329,200	4,529,200	0	0	4,529,200
当期中の変動額								
剰余金の配当			1,777,000	1,777,000	1,777,000			1,777,000
当期純利益			2,131,650	2,131,650	2,131,650			2,131,650
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						0	0	0
当期中の変動額合計			354,650	354,650	354,650	0	0	354,650
当期末残高	2,200,000	550,000	2,133,850	2,683,850	4,883,850	-	-	4,883,850

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
1,131千円	584千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

未定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示す

る方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」223,400千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」408,799千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
現金・預金	1,439,141	2,726,019
未収入金	13,143	7,278
未収運用受託報酬	8	8
その他未収収益	155,367	-
未払費用	61,627	44,476

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	当事業年度 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
運用受託報酬	52	50
その他営業収益	297,077	55,224
営業雑経費その他	499	1,300
人件費	2,184	2,798
事務委託費	478,464	355,340

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日	当事業年度 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日
投資助言報酬	73,466	56,552

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月28日 定時株主総会	普通株式	1,689,120	78,200	2017年12月31日	2018年3月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第24期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	368,000	17,037	2018年12月31日	第24期定時株主総会の翌日

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月11日臨時株主総会	普通株式	1,777,000	82,268	2019年3月31日	2019年6月12日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第25期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,131,920	98,700	2019年12月31日	第25期定時株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額

現金・預金	3,506,883	3,506,883	-
未収入金	58,517	58,517	-
未収委託者報酬	1,143,245	1,143,245	-
未収運用受託報酬	2,050,817	2,050,817	-
その他未収収益	571,116	571,116	-
資産計	7,330,580	7,330,580	-
未払費用	1,841,768	1,841,768	-
未払法人税等	508,920	508,920	-
負債計	2,350,688	2,350,688	-

当事業年度(2019年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,001,040	4,001,040	-
未収入金	58,843	58,843	-
未収委託者報酬	947,872	947,872	-
未収運用受託報酬	2,088,489	2,088,489	-
その他未収収益	386,023	386,023	-
資産計	7,482,270	7,482,270	-
未払費用	1,643,137	1,643,137	-
未払法人税等	566,957	566,957	-
負債計	2,210,095	2,210,095	-

(注)1.金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注)2.金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	3,506,883	-
未収入金	58,517	-
未収委託者報酬	1,143,245	-
未収運用受託報酬	688,306	1,362,511
その他未収収益	571,116	-
合計	5,968,069	1,362,511

当事業年度(2019年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	4,001,040	-
未収入金	58,843	-
未収委託者報酬	947,872	-
未収運用受託報酬	2,088,489	-
その他未収収益	386,023	-
合計	7,482,270	-

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(2018年12月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

当事業年度(2019年12月31日)

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,086,368
勤務費用	126,106
利息費用	4,529
数理計算上の差異の当期発生額	33,730
退職給付の支払額	97,516
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,085,756

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,054,018
期待運用収益	5,217
数理計算上の差異の当期発生額	54,968
事業主からの拠出額	133,252
退職給付の支払額	97,516
年金資産の期末残高	1,040,003

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,085,756
年金資産	1,040,003
小計	45,752
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,752
退職給付引当金	45,752
前払年金費用	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,752

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	126,106
利息費用	4,529
期待運用収益	5,217
数理計算上の差異の費用処理額	18,868
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	144,285

(注)上記の他、特別退職金65,358千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	38%
株式	16%
その他	46%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.450%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,862千円でありました。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,085,756
勤務費用	118,681
利息費用	4,185
数理計算上の差異の当期発生額	180,891
退職給付の支払額	61,745
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	965,986

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,040,003
期待運用収益	5,143
数理計算上の差異の当期発生額	122,932
事業主からの拠出額	127,327
退職給付の支払額	61,745
年金資産の期末残高	987,795

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	965,986
年金資産	987,795
小計	21,809
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,809
退職給付引当金	-

前払年金費用	21,809
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,809

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	118,681
利息費用	4,185
期待運用収益	5,143
数理計算上の差異の費用処理額	51,788
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	65,934

(注)上記の他、特別退職金5,000千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	20%
その他	39%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.258%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,944千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	15,200	2,800
減価償却超過額	11,600	38,400
未払事業税	23,000	31,000
株式報酬費用	85,300	60,900
退職給付引当金	61,000	14,200
賞与引当金	183,000	175,900
その他	29,700	31,100
繰延税金資産小計	408,800	354,300
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	408,800	354,300
繰延税金負債		

その他有価証券評価差額金	0	-
繰延税金負債合計	0	-
繰延税金資産純額	408,799	354,300

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.86%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.08%	1.00%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.00%	0.03%
その他	0.54%	0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.48%	31.50%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

日本	米国	その他	合計
3,413,013千円	1,277,515千円	962,235千円	5,652,764千円

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

日本	米国	その他	合計
4,323,477千円	843,709千円	772,844千円	5,940,031千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,092,822千円	投資運用

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	1,538,408千円	投資運用

(注) 運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50カ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（1）親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	UBS AG (最終親会 社である UBS Group AGはNYSE及 びSIXに上 場、UBS Asset Management AGは非上 場)	スイス・ チューリッ ヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預 入れ、資 産運用業 務及びそ れに関する 事務委 託等、人 件費	金銭の預入れ		現金・預金	1,439,141
							増加	8,890,639		
							減少	7,942,906		
							運用受託報酬	52	未収入金	13,143
							その他営業収益	297,077	未収運用受託報酬	8
							事務委託費	478,464	その他未収収益	155,367
							不動産関係費(受取)	499	未払費用	61,627
							人件費	2,184		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社 の	UBS Switzerland AG	スイス・ チュー リッヒ	10百万 スイス フラン	銀行 業務	なし	金銭の預入れ	金銭の預入れ 増加 減少	88,949 113,367	-	-
	UBS証券 株式会社	東京都 千代田区 大手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取) 人件費	321,166 234,610 67,167 184	未収入金 未払費用	20,032 241,112
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オースト ラリア・ シドニー	40百万 オースト ラリアド ル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	112,457 136,509	その他未収収益 未払費用	17,417 34,642
	UBS Asset Management (Singapore)	シンガ ポール	3.9百万 シンガ ポールド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する	その他営業収益 事務委託費	153,717 95,632	その他未収収益 未収入金 未払費用	76,557 719 13,061

子会社等	Ltd		ル			事務委託等				
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	227,391 1,448,396	その他未収収益 未収入金 未払費用	54,328 3,164 729,550
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	13,724 426,043 246,486	その他未収収益 未収入金 未払費用	80,382 4,603 69,499
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	823,942	その他未収収益	174,407

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	UBS AG (最終親会社である UBS Group AGはNYSE及 びSIXに上 場、UBS Asset Management AGは非上 場)	スイス・ チューリッ ヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預 入れ、資 産運用業 務及びそ れに関する 事務委 託等、人 件費	金銭の預入れ		現金・預金	2,726,019
							増加	9,130,575		
							減少	7,843,696		
							運用受託報酬	50	未収入金	7,278
							その他営業収益	55,224	未収運用受託報酬	8
							事務委託費	355,340	未払費用	44,476
							不動産関係費(受取)	1,300		
							人件費	2,798		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社 等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万 スイス フラン	資産運 用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	147,870 26,261	その他未収収益 未収入金 未払費用	67,582 2,959 18,384
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取） 人件費	344,923 227,492 82,919 473	未収入金 未払費用	25,907 214,714
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万 オース トラリア ドル	資産運 用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	115,939 130,323	その他未収収益 未払費用	17,258 32,381
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガ ポール ドル	資産運 用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	176,278 80,625	その他未収収益 未収入金 未払費用	51,885 1,685 11,636
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産運 用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	174,404 1,750,493	その他未収収益 未収入金 未払費用	42,368 2,311 750,133
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米 国 ドル	資産運 用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	96,267 183,163	その他未収収益 未収入金 未払費用	15,991 3,362 51,795
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万 米 国 ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	681,049	その他未収収益	154,055
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都千代田区大手町	2億5 百万 円	投資 助言業	なし	人件費の立替	人件費（受取）	132,078	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)

1株当たり純資産額	209,685円21銭	226,104円21銭
1株当たり当期純利益金額	82,293円14銭	98,687円51銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)
当期純利益（千円）	1,777,531	2,131,650
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,777,531	2,131,650
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

（1）受託会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2020年7月27日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

<更新後>

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
UBS証券株式会社	32,100百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

運用に必要な最低限の資金のために、委託会社の関係会社により買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月8日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）の2019年11月29日から2020年5月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）の2020年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年7月8日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）の2019年11月29日から2020年5月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS中国ハイイールド債券ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）の2020年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年7月8日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）の2019年11月29日から2020年5月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジあり）の2020年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年7月8日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）の2019年11月29日から2020年5月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS中国ハイイールド債券ファンド（年2回決算型・為替ヘッジなし）の2020年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年3月13日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三浦 昇 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。